

自転車用ヘルメット購入費を補助します！

令和5年4月1日施行の「改正道路交通法」により、自転車を利用する全ての方に、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

このため、赤村では、住民の方の自転車ヘルメット着用を推進し、交通事故防止及び事故被害の軽減を図ることを目的に、自転車用ヘルメット購入費を補助します。

○対象者

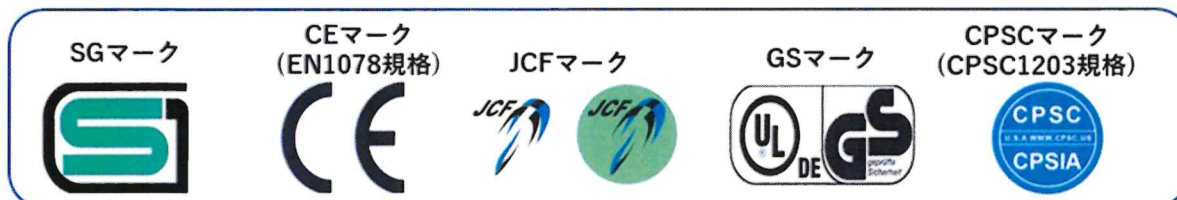
- ・購入日及び申請日において村内に住民票を有する方
- ・村税等の滞納がない方

○補助金額

- ・ヘルメット購入費1個につき最大5000円
※5000円未満の場合は、100円未満の端数を切り捨てた金額
- ・使用者1人につきヘルメット1個

○補助対象製品

- ・次のいずれかの認証を受けた新品のヘルメット



注：令和7年1月1日以降に購入した新品のヘルメットに限ります。

○補助対象外製品

- ・対象は、自転車用ヘルメットとして製造・販売されているものに限りません。
※バイク用のヘルメットや工事用のヘルメットは対象となりません。
- ・フリーマーケットやオークション等の個人売買により取引した場合は、未使用品であっても安全基準に保証がないため、対象外です。

○申請に必要なもの

- ・申請書（裏面をご覧ください）
- ・ヘルメット購入時の領収書、ヘルメットの写真（全体と認証マーク）
（金額、購入日、購入先、メーカー名、品番等がわかるもの）
- ・振込先口座の通帳やキャッシュカード
- ・印鑑（認印可、シャチハタ不可）

○申請先 赤村役場総務課企画調整係 0947-62-3000（内線710）窓口⑥